

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ナウル	ナウル共和国政府に対する贈与に關する日本国政府とナウル共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の關係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	100,000千円 -----	H24.2.3 スバ (フ アイジー) で (同日)	日本側 吉澤裕在ナウル大使 (トランスアレント・ア ナウル側 ルモコ・ダフウイ担当大臣 兼外務貿易大臣 兼内務大臣)	H24.2.16 39号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。